

Ⅱ－Ⅴ 教職課程

1 教育職員免許状

取得できる免許状の種類

- 中学校教諭一種免許状（数学）
- 高等学校教諭一種免許状（数学）
- 高等学校教諭一種免許状（情報）

2 履修科目

教育職員免許法施行規則により、教員免許状を取得するには、取得する免許の種類に応じて、以下に定める所定の単位数を修得する必要があります。なお、教育職員免許法施行規則等の改正に伴い、入学年度により必要単位数や必修科目の一部が異なります。誤って他の入学年度に該当する科目を修得した場合でも、免許状取得の単位として認められませんので、十分に注意して履修するようにしてください。

【2019年度以降の入学生】

	中学校一種	高等学校一種
教科及び教科の指導法に関する科目	28	24（※）
教育の基礎的理解に関する科目等	27	23
大学が独自に設定する科目	4	12
その他の科目	8	8

※本学において、高等学校一種（数学）の免許状を取得する場合には、26 単位以上の単位数取得が必要となります。

本学では『大学が独自に設定する科目』を開講していないので、『教科及び教科の指導法に関する科目』と『教育の基礎的理解に関する科目等』の合計が中学校一種、高等学校一種とも 59 単位以上になるように履修してください。

『その他の科目』について、教育職員免許法施行規則では 8 単位以上の取得が必要とされていますが、本学では 10 単位の取得が必要です。

『教育の基礎的理解に関する科目等』は、教員となるために必要な識見を得るために開設されている教職課程専門の科目です。これらの科目は、免許状取得のために特に修得する科目であり、卒業要件に必要な単位に含まれないので、履修に当たっては間違いのないように十分注意してください。

○『教科及び教科の指導法に関する科目』

〈中学校一種免許状（数学）・高等学校一種免許状（数学）〉

科目区分		教育職員免許法施行規則 で定める科目	左記に対応する本学の科目	本学の 単位数	
教科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	代数学	● 離散系論	3	
			オートマトンと言語理論	3	
		幾何学	● 位相幾何学概論	2	
			ビジュアルコンピューティングのための幾何学	3	
			応用幾何とトポロジー	2	
		解析学	● フーリエ解析	2	
			複素関数論	2	
		「確率論、統計学」	● 確率統計学	2	
			情報理論と圧縮	3	
		コンピュータ	● コンピュータリテラシー	4	
	● コンピュータシステム概論		2		
	プログラミング C++		3		
	アルゴリズムとデータ構造 II		3		
	オペレーティングシステム論		4		
	●:必修科目 『教科に関する専門的事項』から、合計20単位以上となるよう履修すること。				
	各教科の指導法	◎・▲ 数学科教育法1	2		
		◎ 数学科教育法2	2		
◎・▲ 数学科教育法3		2			
◎・▲ 数学科教育法4		2			
◎:中一種必修 ▲:高一種必修 『各教科の指導法』から、中一種は合計8単位以上、高一種は合計4単位以上(本学では6単位必修)となるよう履修すること。					

※本学では、必修科目を含め、『教科及び教科の指導法に関する科目』から中一種の場合は合計28単位以上、高一種の場合は合計26単位以上修得し、かつ、『教育の基礎的理解に関する科目等』の単位との合計が59単位以上となるよう修得すること。

＜高等学校一種免許状（情報）＞

科目区分		教育職員免許法施行規則 で定める科目	左記に対応する本学の科目	本学の 単位数
教科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	情報社会及び情報倫理	● コンピュータ工学のすすめ	2
			● 情報倫理	2
		コンピュータ及び情報処理 (実習含む)	● プログラミングC	4
			アルゴリズムとデータ構造 I	4
			コンピュータアーキテクチャ論	4
		情報システム (実習含む)	データベースシステム論	3
			● 論理回路設計論	4
		情報通信ネットワーク (実習含む)	● コンピュータネットワーク概論	2
			ネットワークプログラミング	3
		マルチメディア表現及び技術 (実習含む)	● マルチメディアシステム概論	2
	信号処理と線形システム		4	
	画像処理論		3	
	コンピュータグラフィックス論		3	
	情報と職業	● 情報と職業	2	
		●:必修科目 『教科に関する専門的事項』から、合計20単位以上となるよう履修すること。		
各教科の指導法		▲ 情報科教育法1	2	
		▲ 情報科教育法2	2	
		▲:高一種必修 『各教科の指導法』から、合計4単位以上となるよう履修すること。		

※本学では、必修科目を含め、『教科及び教科の指導法に関する科目』から24単位以上修得し、かつ、『教育の基礎的理解に関する科目等』の単位との合計が59単位以上となるよう修得すること。

○『教育の基礎的理解に関する科目等』

<中学校一種（数学）・高等学校一種（数学・情報）>

教育職員免許法施行規則 で定める科目	左記に対応する 本学の科目	履修 年次	本学の 単位数	数学		情報	備考
				中一種	高一種	高一種	
教育の基礎的理解に関する 科目	教育入門	2	2	○	○	○	
	教師入門	2	2	○	○	○	
	教育制度論	2	2	○	○	○	
	教育心理学	2	2	○	○	○	
	特別支援教育入門	2	1	○	○	○	
	教育課程論	2	2	○	○	○	
道徳、総合的な学習の時間等 の指導法及び生徒指導、教育 相談等に関する科目	道徳教育	3	2	○	△	△	道徳教育は中一種必修。高一種で取得した場合は、『大学が独自に設定する科目』の単位に含める。
	総合的な学習の時間の 指導法	2	1	○	○	○	
	特別活動	3	2	○	○	○	
	教育方法	3	2	○	○	○	
	情報機器の活用に関する 理論と方法	3	2	○ (※)	○ (※)	○ (※)	
	生徒指導・教育相談	2	2	○	○	○	
	キャリア教育	3	2	○	○	○	
教育実践に関する科目	教育実習1	4	4	○	□	□	教育実習1は中一種必修。
	教育実習2	4	2	-	□	□	
	教育実習事前事後指導	4	1	○	○	○	
	教職実践演習(中・高)	4	2	○	○	○	
<p>○:必修科目、△:選択科目、□:いずれか一方を履修すること ※2022年度新規開講科目。2020年度以降入学者のみ必修。2019年度の入学者が取得した場合は、選択科目となり、『大学が独自に設定する科目』の単位に含める。</p> <p>本学の場合、中一種は合計31単位、高一種は合計27単位以上となるよう履修すること。 ただし、『教科及び教科の指導法に関する科目』との合計単位数が59単位以上となるよう修得すること。</p>							

○『その他の科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）』

<中学校一種（数学）・高等学校一種（数学・情報）>

教育職員免許法施行規則 で定める科目	左記に対応する本学の科目	数学		情報	本学の単位数
		中一種	高一種	高一種	
日本国憲法	日本国憲法	○	○	○	2
体育	体育実技1	○	○	○	1
	体育実技2	○	○	○	1
外国語コミュニケーション	Introductory English 1	○	○	○	1
	Introductory English 2	○	○	○	1
情報機器の操作	コンピュータリテラシー	○	○	○	4
○:必修科目 本学の場合は10単位すべて必修。					

3 教育実習

各入学年度生とも教育実習は4年次で実施しますが、教育実習を履修するには原則として次の要件を満たしていることを条件とします。

【2019年度以降の入学者】

3年次第3学期終了時に『教育の基礎的理解に関する科目等』の「教育の基礎的理解に関する科目」より6科目11単位以上を修得済みであること。

かつ、『教科及び教科の指導法に関する科目』の「各教科の指導法」より、中学校（数学）での実習希望者は4科目8単位、高等学校（数学）での実習希望者は3科目6単位、高等学校（情報）での実習希望者は2科目4単位を修得済みであること。

実習は原則会津若松市内の中学校で実施します。3年次に各自で実習予定校から次年度の教育実習生として受け入れることを内諾してもらう必要があります。申し込みの時期など詳細については教職担当教員の指示に従ってください。

4 介護等体験

1997年に制定された（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律）に基づいて、小学校及び中学校の教諭の普通免許状（本学では中学校教諭一種免許状）を取得しようとする者は、障害者、高齢者等に対する介護、介助、及びこれらの人達との交流等の体験（介護等の体験）を行うことが義務づけられました。

(1) 体験の対象者

中学校の数学の免許状を取得しようとする者

(2) 体験の時期・期間

3年次に合計7日間行います。

※特別支援学校において連続する2日間

※社会福祉施設等において連続する5日間

(3) 体験の手続き

対象となる学生には介護等体験に関する説明会（4月下旬予定）を行います。体験の申込みに係る手続き等については説明会で学生課から連絡しますので、申込書（当日配布予定）に体験費用を添えて申し込んでください。特別支援学校、社会福祉施設等への申し込みは大学が一括して行います。

(4) 注意事項

介護等体験を実施する学生は、特別支援学校及び社会福祉施設の利用者の健康を管理するため健康診断書を提出することになっていますので、4月及び5月に大学で実施している健康診断を必ず受診してください。大学の健康診断を受診した学生には健康診断受診証明書を発行します。健康診断受診証明書の発行については、「Ⅲ 学生生活 2 諸手続き等 (6) 証明書発行」を参照して下さい。

大学の健康診断を受診できなかった学生は、体験前に各自医療機関で健康診断を受診し、医療機関から健康診断書を発行してもらってください。

※学研災付帯賠償責任保険への加入について

教育実習、介護等体験の実施にあたり、学研災付帯賠償責任保険（Bコース「インターン賠」）に加入していただきます。この保険は、万が一他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたときなど、法律上の損害賠償責任を負った場合のための保険です。

加入手続きについては、介護等体験に関する説明会の際に説明します。その他、この保険の詳細については、学生課学生支援係までお問い合わせください。